



アフター  
コロナを  
見据え

# 新たなサービスとして 「テイクアウト」「宅配」「移動販売」 をご検討の飲食事業者の皆さまへ



飲食事業者の皆さまに大変使い勝手の良い助成金ですので活用しない手はありません!

## 業態転換支援事業 (新型コロナウイルス感染症緊急対策)

対象 : 東京都内で飲食業を営む中小企業者(個人事業者含む)

助成限度額: **100万円**

補助率 : 4/5 以内

申請要件



### (1) 当事業が規定する中小企業者に該当すること

※中小企業基本法で定義する中小企業者(資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人)

### (2) 東京都内で飲食事業を行い、以下の(ア)及び(イ)を満たすこと

法人 : ア 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)により、都内に本店又は支店の所在が確認できること  
イ 都税事務所発行の「法人事業税及び法人都民税の納税証明書」を提出できること  
ウ 1期に満たない法人(以下、「未決算企業」という。)は、代表者の直近の「所得税納税証明書(その1)」及び「住民税納税証明書」を提出できること

個人事業者 : ア 都内税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し(税務署 受付印のあるもの)により、都内所在等が確認できること  
イ 都税事務所発行の「個人事業税の納税証明書」及び都内区市町村発行の「住民税納税証明書」が提出できること(非課税の場合、税務署発行の「所得税納税証明書(その1)」及び都内区市町村発行の「住民税の非課税証明書」)  
ウ 1期に満たない方は、代表者の直近の「所得税納税証明書(その1)」及び「住民税納税証明書」を提出できること

(3) 1期以上の決算を経ており、税務署に確定申告済みで受付印のある直近1期分の確定申告書の写しが提出できること

(4) 保健所の許可(必要となる食品関係許可)を取得しており、各許可書等の写しが提出できること

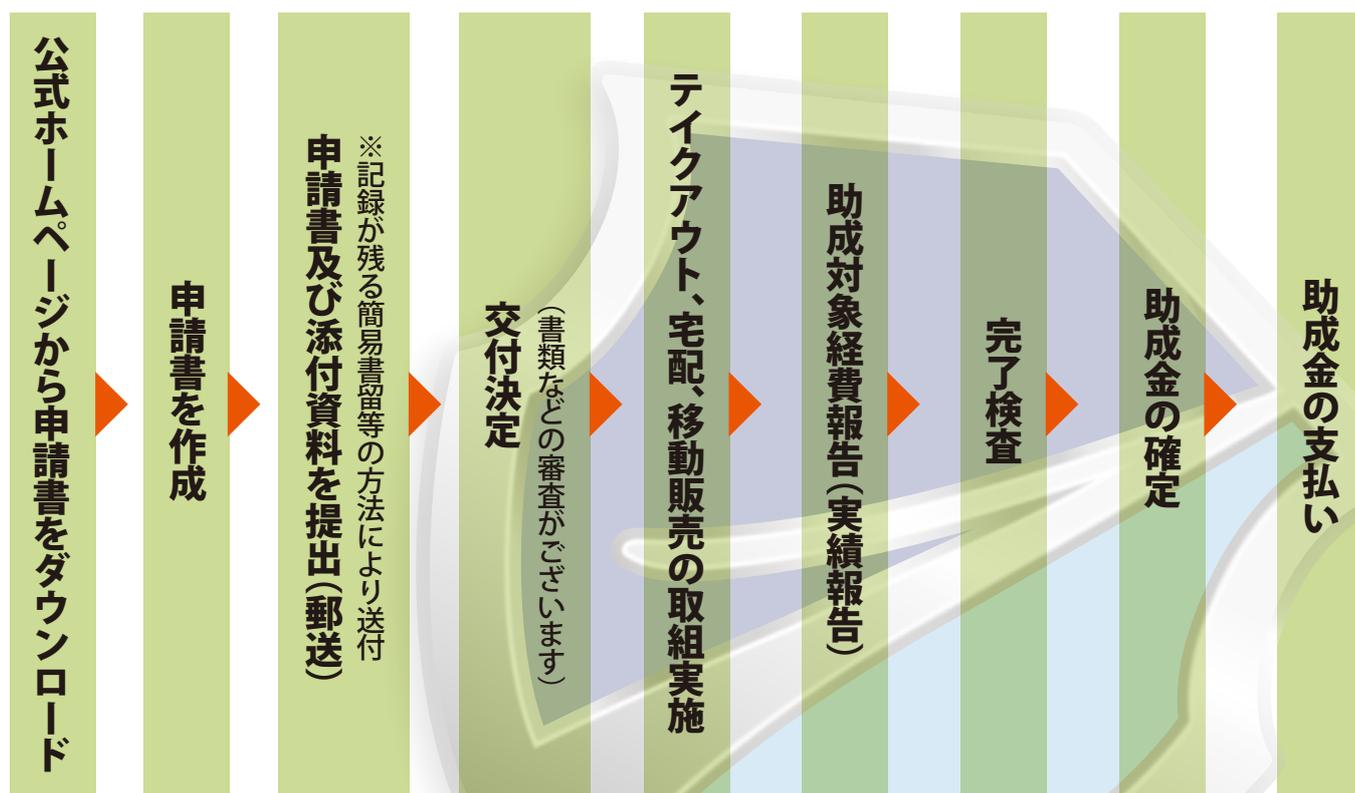
## ■ 主な対象経費

新たに「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を開始する際の初期経費等

1. 宅配代行サービス利用の経費 (初期費用、月額使用料、配送手数料等 ※月額使用料、配送手数料は3ヶ月以内に限定)
2. 新たな取り組みのための販売促進経費 (看板、チラシ、PR映像製作費、広告掲載料等)
3. 新たな取り組みのための器具備品費 (Wifi導入費、タブレット端末、梱包、放送資材等)
4. その他 (独自で移動販売する際の宅配用バイク等のリース・レンタル料など(3ヶ月以内に限定))



## ■ 申請、助成金の支払いまでの流れ



## ■ コンサルタント支援・料金の内容

### 初回相談

1

- 業務転換支援事業の説明
- 業務転換支援事業の注意点、スケジュールの確認
- 業態転換の取組みの確認

**料金無料**

2

- 交付申請書作成支援
- 交付申請書、添付資料の最終チェック
- 事業完了・報告書のサポート

**着手金：3万円  
採択時：5万円**

**「申請手続きが複雑そう...」「手間がかかるのでは...」というご心配はいりません。  
申請書作成から実績報告まで、ワンストップでサポート致します!**

↓↓↓ 詳しい内容のお問い合わせはこちらまで ↓↓↓

